千曲市結婚相談所事務取扱内規

(目的)

第1 この内規は、千曲市結婚相談所(以下「相談所」という。)運営要綱に関し、必要な事項を定める。

(登録)

- 第2 相談所は登録制とし登録有効期限は2年間とする。有効期限を経過した場合その効力を 失い、提出された書類等は登録者に返却する。引き続き登録を希望する者は更新の手続を行 う。ただし、初回の登録相談を除き、有効期限内に2回以上相談所事業の利用がない場合は、 更新を行うことが出来ない。
- 2 登録者は、結婚を真剣に考える独身者で、男性においては千曲市及び坂城町に住所を有し 居住する者、女性においては長野県内に住所を有し居住する者とし、いずれにおいても自ら 相談所に来所し、積極的に事業を利用する意思のある者。

(登録にかかわる費用)

第3 相談所の登録・相談費用は2年間で10,000円とし、登録の際に徴収する。 なお、登録者本人がイベント等へ参加する費用は自身が負担する。

(提出書類)

- 第4 登録希望者は下記の書類をすべて整え、登録費用と共に相談所に提出することによって 登録を完了する。
- 1 結婚相談所申し込みカード(様式1)
- 2 同意書(様式2)
- 3 登録者の顔及び全身の様子がはっきりわかる写真2枚(L版程度)
- 4 市町村が発行する独身証明書
- 5 保険証等身分を証明する物の写し (相談の手順)
- 第5 相談は、別に定める「千曲市結婚相談所の利用について」に従い、以下の手順において 行う。
- 1 相談者は登録者本人とする。
- 2 相談日は別に定めた日時に予約制にて行う。ただし登録者の事情により予約日に相談が出来ない場合は、相談所事務局において平日予約制により相談を受けることが出来る。
- 3 相談は、結婚相談所登録申し込みカードを基に事務局が紹介用カードを作成し、それを閲覧しながら相談員のアドバイスを受け、登録者自らが紹介を受けたい相手を探す方法で行う。
- 4 登録者が希望する場合は1名の担当相談員を指定し、相談日以外の各種相談事項は担当相談員または事務局に行う。
- 5 紹介を受けたい相手が決定した場合には相談員または事務局を通して紹介を受け、相互の 意思が一致すれば見合いを行う。なお、見合いまではすべての連絡は相談員または事務局を 通して行い、氏名、連絡先等を明かさない。
- 6 登録者は、見合い後の交際について自らの責任において行い、最終的な結果は相談所に 報告する。

(イベント等各種事業)

第6 相談所は、相互紹介のほか、出会いに関するパーティー、講演会及び講座等各種イベントを開催する。なお、それらに関する情報は登録者に事前に連絡をする。

(事業協力)

第7 相談事業の推進にあたっては、坂城町結婚相談所とイベント等各種活動において協力を する。

(個人情報の保護)

第8 登録者の個人情報は、相談所業務以外の目的に使用することは無く、登録者、相談員及 び結婚相談所事業に携わるものは、お互いのプライバシーを尊重し、相談事業で知りえた秘 密は他にもらしてはならない。

(相談員の報酬)

- 第9 結婚相談員の報酬は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会の役員等の報酬及び費用弁償 に関する規程による。
- 2 会議の出席については、1回2,000円とする。
- 3 相談日の出席については、1回4,000円とする。
- 4 年間活動費については、10,000円とする。
- 5 退任の場合については、1期(2年間)につき2,000円を目安とし、5,000円を 上限に記念品を支給する。

(成婚実績)

- 第10 登録者同士の結婚または、イベントで知り合っての成婚を実績とする。
- 2 登録者と登録者以外の成婚については、退会時に成婚が成立していることを実績とする。

付 則

この内規は平成22年4月1日より施行する。

付則

この内規は平成25年4月1日より施行する。

付 則

この内規は平成26年4月1日より施行する。

付 則

この内規は平成27年4月1日より施行する。

付 則

この内規は、令和6年4月1日より施行する。